

フランスにおける市民性教育の活動と若者の社会統合

鈴木 規子（金城学院大学）

近年、フランスの学校教育において力を入れられているのが「市民性教育」である。その教育活動の柱には、「市民教育（公民教育とも言う）」（l'éducation civique）による知育教育と道徳教育、そして学校における共同生活に関連した活動、さらに「健康と市民性の教育のための評議会」が中心となった活動をあげることができる。

こうした背景には、社会的・文化的価値が多様化するなかで、自明とされてきたフランス共和国の価値や、「国民統合」および「市民の資質」（市民性）が社会的に問い直され、もはや家庭や社会だけではなく学校においても、子どもたちを「よき市民」として育成することが要請されていることがある。

今日、フランスにおける若者の問題とされている事柄には、まず、若者による暴力や喫煙や麻薬中毒といった「非市民的な振舞い」（incivilité）の増加があげられる。2003-04年には中等教育課程において81,000件以上の暴力行為、すなわち一校あたり14.4件が報告されている。そのうち約30%が「凶器なしの身体的暴力」、約25%が「無礼」や「脅し」である一方、3%と少ないが「人種主義的行為」や「反ユダヤ的行為」も起こっている¹。次に、性暴力、麻薬使用・取引や自殺未遂も急増している。2003年に行われた仏保健医療研究所などの調査によると、18歳の高校生のお半数が大麻経験者であることが明らかになっている²。さらに、若者のアイデンティティ確立の問題がある。1989年にパリ郊外の公立学校で起こったムスリム系女子生徒たちによる「スカーフ着用」は、「市民性」を社会的に問い直した事件である。今日、フランスの学校教育に多数を占めている移民の若者たちの間では、フランス社会で生きていくうえでアイデンティティを確立することに非常な困難をきたしており、その解決への道としてしばしば宗教に帰依する傾向が見られる。これはフランス社会への統合（intégration）との関連からも問題が指摘されている。こうした若者の社会統合の現状が学校に「市民の育成」という使命を担わせている。

本稿では、これらの若者をめぐる具体的な問題と、若者の「市民の育成」が学校教育現場につよく要請されている社会的背景を考えるうえで、その解決策としての市民性教育のあり方に注目する。そこで、市民性教育の展開や活動、そしてその構図を示すこととする。

1. フランスの若者の社会統合の現状

「市民性教育」の「市民性」（citoyenneté）とは何を意味するのか。政治学・社会学の分野では一般的に「市民の資格」、「ある政治共同体においてすべての公民的権利を有している者の資格」という意味で用いられている³。また、今日では「政治共同体への帰属意識」という側面が強調されており、西欧諸国ではナショナル・アイデンティティや国民統合、「市民の資質」の観点と密接に結びついている。⁴

フランスでは戦後の高度成長を支えるために外国人労働者を積極的に受け入れた結果、1968年には328万人もの移民を数えた。当初はヨーロッパ出身者がその大半を占めていたが、徐々に北アフリカおよびアジア出身者が増加していった。1974年に政府が新規移民を

停止したが、その2年後には家族再結合が認められた結果、1980年代初めにはアフリカおよびアジア出身者は移民全体の4割を超え、多文化的様相をもった移民社会となった。⁵

フランス政府は従来、移民のもつ文化や習慣を捨ててフランス社会への同化(assimilation)を促進する立場をとってきた。しかし1980年代になると、移民の定住化によって多民族共存、ムスリムの定着、フランス国籍をもつ移民第二世代の存在に直面し、同化がうまくいけなくなり、代わって「編入」(insertion)や「統合」(intégration)という概念が登場した。

「編入」とは、受入れ社会への移民の参加にもかかわらず、文化的・民族的要素の放棄・変更が必ずしも強制されず民族的・宗教的アイデンティティを保持することができる。つまり「同化なき統合」である。しかしこの論理では、移民はアイデンティティを維持するものの社会に基盤を築くことができず、受入れ社会から一方的に異質な要素として排除されかねず、孤立化を招く恐れがある。さらに、「相違への権利」の論理は国民戦線(Front national)によって「フランス人によるフランス」という移民排除の論理として逆手に取られてしまった⁶。

こうした反省から、「編入」から「統合」へ移行していく。「統合」という立場は、1980年代後半にロカル首相(当時)のもと設置された「統合高等審議会」の報告に強く表された概念である。それによれば、異なる文化的出自をもつ人々が文化的特殊性を否定されることなく、「人権」や「平等」といった価値や責任を共有しながら、フランス社会に積極的に参加するという意味をもつ。1980年代半ば以降に起こった移民の子ども(移民第二世代)たちによる「相違への権利」(le droit à la différence)、反人種差別の「平等の歩み」や、国籍でなく居住要件に基づいて市民権を求める「新しい市民権」(la nouvelle citoyenneté)などの運動は、その理念に基づいている。

だが、こうした移民たちの文化的特殊性の主張はフランスの価値観に問題提起を投げかけた。とくに、1989年にパリ郊外のコレージュにおいてムスリムの移民子女によって起こった「スカーフ問題」は、公教育に宗教を持ちこまないとする共和国のラシテ(laïcité)の原則に反する事件であり、一部の学校では授業中にスカーフ(ヒジャブ)をとらない女子生徒を退学処分にした⁷。しかし同時に、こうした処分に対してスカーフ着用生徒に寛容な立場からは「信教の自由」および「教育を受ける権利」というフランス的価値に反するといった意見が表明された。フランス的価値観に則った2つの主張はフランス言論界を二分し、移民の社会統合の難しさを露わにした事件である。この問題は2004年3月によりやく、公立学校で宗教的標章や服装の着用を禁止する法が可決されて収拾した。

今日、若者に占める移民人口の割合は増加し、移民の若者の社会統合は重要になっている。移民の若者による公立学校での「スカーフ問題」やイスラム回帰、さらに郊外の暴動といった問題がたびたび起こっており、「統合」政策の破綻が指摘されている。この統合の孕む問題は、先述した「統合高等審議会」の報告のなかにすでに指摘されていた。それによると、最近フランスにやって来た移民やマージナル化しつつあるフランス人が共生しているような地区や団地といった状況では、気をつけていないと、実際の統合は昇進や社会的上昇のチャンスとしてではなく、反対に「統合すなわち排除」になってしまう恐れがある、というものである⁸。2005年秋にフランスの郊外で発生した暴動の波はその予言どおりに、郊外において統合の破綻によって排除された若者の不満が爆発してしまったといえる。

このように、若者の社会統合が破綻した原因の一端として、従来、学校、職業教育、労

働組合によって社会化が機能していたが、それが機能不全に陥っている点が指摘されている⁹。とくに、就学期間の増大によって若者間の横の社会化が、家族、地域の隣人、職場における世代を通じた縦の社会化に取って代わっている。そして、家族の危機や、就学時間外の社会教育運動などの正当性や影響力が失われていったことが今日、市民性教育を学校で制度的に行なう要請を強めている。¹⁰

2. 市民性教育の3つの柱

初等・中等教育における市民性教育は3つの柱から構成されている。それは、「市民（公民）教育の教科」、「その他の教科の貢献」、「市民的イニシアティブ」（initiative citoyenne）である¹¹。なかでも市民性教育の中心となっているのは市民（公民）教育である。

（1）「市民教育」科およびそれ以外の教科

フランスでは、1985年に小学校・コレージュにおいて「市民教育」が独立した教科として「復活」した。その内容は、共和国の教育の重要な一部をなすものとして位置づけられ、人権教育、国の制度の理解、現代社会への認識と問題意識の育成など、自国の理解および世界の中のフランス市民を教育するという点を重視している。それは、決してナショナリズムに閉じたものでなく、世界に開かれたフランスとしてとらえられている¹²。

そして、1995年の学習指導要領の改訂以降、市民教育には、共和国の価値や概念を知識として学ぶばかりでなく、それを身につけるために実践する側面を重視した教育活動が導入される¹³。翌96年には、「市民教育の再活性化」と位置づけられた「市民性教育」が導入された。それは市民教育を学校目標の中心に位置づけ、「再活性化」させて、重要な社会的課題として教育関係者すべてが関わる教育活動である。とくに、「人権と市民性の教育」、「責任感や市民的義務を身につける教育」、「判断力を養う教育」が重点目標とされた。¹⁴

こうした流れのなかで、1998年7月7日付通達では、小学校およびコレージュの「市民教育」科に市民性教育がしっかりと位置づけられた¹⁵。翌99年にはリセにおいても「市民・法制・社会教育」科（éducation civique, juridique et sociale）が実施されるようになった¹⁶。

また、「市民教育」科のほかの教科も市民育成のために貢献している。そのなかでは、「人権と市民性の教育」、「個人・集団の責任に関する教育」、「批判的精神の練習や議論の実践によって判断する教育」という3つのテーマに基づいた授業が行われている。その教育方法としては「討論」（le débat）が積極的に活用されている。¹⁷

（2）学習指導要領

現行の学習指導要領（2002年）から市民性教育を行なう時間をみてみよう。

小学校の基礎学習課程（cycle 2）では、「ともに生きる」（vivre ensemble）という名称で市民教育の授業が設置されており、「討論」の時間が週30分設けられている。

小学校の深化学習課程（cycle 3）では、「横断的領域」（les domaines transversales）な「市民教育」の授業が週1時間設置されており、そのうち「討論」形式の「共同生活」という枠組みが週30分ある。「市民教育」の授業では、自治体（コミューヌ）、国家（ナシオン）、ヨーロッパ、世界といった共同体の広がりについて知識を身につけることが目標として定

められており、共和国に関する知識を身につけるために共和国の大統領や政府の役割、そして国会の議長の役割について学ぶことが指導内容とされている。

コレッジとリセに関しては、コレッジでは「市民教育」科、リセでは「市民・法制・社会教育」科が設置されている。この教科を中心に、人権教育、民主主義、共和国、制度などを学ぶ。とくにリセでは討論や資料作成など実践を通じて理解を深めている。

(3) 「市民的イニシアティヴ」

さらに、生徒に他人を尊重することを意識づけ、責任感を育て、参加型の活動も行なう、「市民的イニシアティヴ」がある¹⁸。1997年10月16日付官報「ともに生きることを学ぶための学校での市民的イニシアティヴ」によれば、「市民的イニシアティヴ」は生徒に市民道徳を自覚させ、暴力や「非市民的な振舞い」(incivilité)を予防することを目的としている¹⁹。「市民性」、「道徳」、「市民教育」、「暴力」、「ともに生きる」といったテーマを中心にしている。その教育活動の手法としては、そのテーマに基づいたキャンペーン週間に教員と生徒が暴力や「非市民的な振舞い」について討論したり、裁判所や消防署への訪問や遠足を企画したり、共同生活の規則を内在化したプロジェクトを共に練りあげたりすることが意図されている。例えば、「暴力のない日々」というキャンペーン週間には、生徒たちが暴力とその予防について討論したり活動を行ったりすることを意図しており、警察、憲兵、消防員、公共交通機関職員、弁護士や裁判官など、専門家を学校に招いて話を聞いたり対話をしたりする。これらの外部の専門家を招聘するにあたって、生徒たちが事前準備を学級で行い、そうした人々が働いている場所にグループで訪問して、実際に働いている人々に質問して、報告書を作成する、といった教育活動が示されている。そこでは、生徒たち自身が暴力を意識化し、それを「対話する・書く・作る」といった方法で表現することが重視されている。²⁰

3. 生徒参加型の市民性教育

そのほかにも、生徒たちが参加して行う活動の場がある。このことについてはすでに別の機会にその活動事例について報告したので²¹、本稿ではそのなかでも次の3つの活動についてまとめることとする。それは、学校や学級の内部の問題に関する生徒たちによる話し合いの場で、具体的には各クラスで年間10時間設置された「学級生活の時間」(heures de vie de classe)と、各クラスが選出された生徒代表を育成する「生徒代表の養成」(la formation des délégués)である。そして、学校やその周辺における暴力の予防も含めて大きな枠組みを提示している、「健康と市民性の教育のための協議会」(le comité d'éducation à la santé et à la citoyenneté: CESC)である。

(1) 「学級生活の時間」

市民性教育を実践するうえで、この「学級生活の時間」が重要な位置を占めている。この場では次の3つの活動のために活用されていることがわかった。1つめは、学級内で起こった生徒同士のケンカや問題について、学級担任の司会のもとで当事者の生徒や回りで見ていた生徒たちに事情を説明させたうえで、討論形式でこの問題の解決策を考えさせて

いた。2つめは、学級担任と生徒指導専門員(conseiller principal d'éducation) が校則の学習にあてて、学校の制度・規則と共和国の制度・規則を比較しながら説明していた。3つめは、学級担任の指導の下、学期末にある学級評議会のための準備にあてられていた²²。

(2)「生徒代表の養成」

各学級には、国政選挙と同じ手続きのもと立候補をし、選挙キャンペーンを経て、生徒による投票で選出された、2名の「生徒代表」がいる。この生徒代表は、生徒指導専門員²³を中心に行われる「生徒代表の養成」で責任感やイニシアティブをとることを学ぶ。そして学校内の「生徒代表会議」、「学級評議会」、「懲戒評議会」、「学校管理評議会」にも出席して、学級代表として意見を表明する。

各クラスの生徒代表は校長および校長補佐とともに生徒代表会議に出席し、クラスで取り上げられた問題や、学校側に対する要求を述べ、教員らと一緒に解決策を出し合い、その議論の内容をクラスへ報告する義務がある。生徒代表は大人の前でも臆することなくクラスで出された意見や要望を表明したり、校長らからの回答をクラスに持ち帰って報告したりする。その様子は生徒「代表」と校長らの間に繰り広げられる真剣な「議会」である。同様に、リセには「リセ生徒生活評議会」(Conseil de la vie lycéenne)がある。

「生徒代表の養成」のもうひとつの特徴は地域全体でも実施されていることである。コレッジでは市町村が協力して生徒代表が参加する「市議会」が開催される。例えば、リヨン市の「青少年市議会」(Conseil municipal des jeunes)では、市長が議長となり、市役所内の議事場にて、市内のコレッジから生徒代表が出席して、市に対して議題を出し、皆で議論し、決定を下すといった活動を行っている²⁴。リセではその大学区レベルで「リセ生徒生活に関する大学区評議会」(Conseil académique de la vie lycéenne)が毎年1日開催され、リセの各学級代表によって選出された学校代表が大学区全体から集まり、生徒代表として必要な情報やトレーニングを受けたり市民性教育や「他者の尊重」を学んだりしている²⁵。

(3)「健康と市民性の教育のための協議会」

「健康と市民性の教育のための協議会」(CESC)は、1998年7月1日付通達「危険を伴う行動の予防(la prévention des conduites à risque)と『健康と市民性の教育のための協議会』」で示された²⁶。前身の「社会環境協議会」(le comité d'environnement social)をより効果的・組織的にして、青少年の薬物使用など「危険を伴う行動」の予防のために市民性教育と健康教育とあわせた予防政策を提案する組織として生まれかわった。

CESCは、近隣の学校関係者(学校管理職、生徒指導専門員、看護師、ソーシャルワーカー)や教育行政官(大学区視学官、大学区本部、国民教育視学官)、地域関係者(警察、憲兵、市長、市役所、裁判所、司法・法律センター、病院看護師、健康保険金庫など)から組織されている。CESCはおおよそ年3回会議を開催し、その活動は市民性教育や健康教育に関する活動プロジェクトを地域的特性に考慮して作成し、このCESCに参加しているすべてのコレッジとリセに提供している。参加している学校はそのプロジェクトを活用して、市民性教育を学校教育計画に取り入れている。その実施方法としてはおおよそ2種類あり、①CESCに参加する学校全体で実施、②いくつかの関心のある学校が連携して実施している。

CESCが提供している活動のテーマには、喫煙、薬物使用、エイズなど健康に危険を及ぼ

す振舞いに関する教育や、恐喝や暴力、人種や経済的格差や性差などの違いを認め合う社会的連帯に関する市民性教育があり、そうした活動プロジェクトに生徒たちが参加している。また、とくに学業失敗や暴力の危険を抱えている学校では、しばしば暴力を予防しながら規則や規範を遵守する内容が市民性教育の活動の柱となっている。

4. 市民性教育の構図

市民性教育について、次のようにまとめることができるだろう。

市民性教育の優先課題は、就学期の全学年で「人間および市民の権利」を教えること、個人および集団の責任意識を養うことにある。そしてその教育活動プロジェクトは、生徒各自に自分が生活している世界を理解させ、その行為者であるための知識と能力を獲得させることを目的としている。そのために、生徒たちは「市民教育」科やその他の教科で制度などの知識を得たり、討論や「憲章」作成を通じて得た知識を実践したりする一方、学校で生活する一員として「学級生活の時間」や「生徒代表の養成」に参加している。知識獲得だけでなく、学校生活における参加型活動を通じて生徒たちが学校のなかで校則や共同生活のルールや道徳を身につけ、責任感をもって自発的に活動する市民意識の育成が行われている。

市民性教育は「市民教育」とは異なり、一つの教科ではない。そして教科横断的あるいは学校生活全体で取り組んでいる点に特徴がある。その全体的な構図は、まず、教科としての取り組みとして「市民教育」科を中心に知識と道徳を学び、そして学校生活で起こった問題・紛争は「学級生活の時間」に「討論」によって解決し、学校全体に関する問題については「生徒代表会議」などで生徒代表と学校管理者の間で議論を尽くすという姿をイメージすることができる。これらの活動を通じて、生徒が学校生活の一員として自分の意見を表明したり活動に関わったりしながら、責任感を身につけていくのである。

さらに、これらの活動がダイナミックに実践されている背景には、市民的イニシアティブの活動とあわせて、学校と地域社会との連携のもとに組織されているCESCによって提供される活動プロジェクトを、学校が学校教育計画に反映させていることも見逃せない。このように、学校生活のなかで市民性教育が「市民教育」科を中心にその他の教科にも組み込まれる一方、生徒の参加を重視した共同生活の活動に取り入れられている。

つまり、市民性教育の活動の実態は、「市民教育」科を中心とした知識の獲得、および社会的実践の両面が反映されているのである。とくに、社会的実践を重視した市民性教育の活動を行ううえで、CESCの事例は学校と地域との連携の重要性を強調するものである。それは社会全体で生徒たちを「よき市民」に育てる志向に沿ったものといえる。これらの活動を支えているパートナーが学級担任、生徒指導専門員、学校長、教員、職員、そして親、地域社会へと広がりをもっている点が特徴である。さらに、市民性教育の実践・習得の場としての生徒参加型の活動は有意義である。その方法として、ひとつは政治生活における特別な決定機関を経験すること（例えば市政による青少年市議会の実施）、もうひとつは学校内部での参加の仕組み（例えば生徒代表の選挙や、学校運営の会議への生徒代表の出席など）がある。前者は若者を市の運営に結びつける社会的意思の表われであり、後者は教育制度の刷新とも関連した活動といえる。ともあれ、これらの活動の形態は生徒を社会

に輩出する育成として、就学期間にすでに学校から地域社会へ広がりをもった生徒参加による市民生活の体験の場となっている。

<p>■ 市民性教育の3つの柱</p> <p>1. 「市民教育」</p> <p><授業>「ともに生きる」(基礎学習課程)、「共同生活」(深化学習課程)、「市民教育」科(コレージュ)、「市民・法制・社会教育」科(リセ)</p> <p><方法>討論</p> <p><内容>人権教育。制度の理解。世界の中のフランス。</p> <p>2. その他の教科(横断的領域)</p> <p><テーマ>人権と市民性。個人・集団の責任。批判的精神の練習や議論の実践。</p> <p><方法>討論</p> <p>3. 市民的イニシアティヴ</p> <p><テーマ>暴力。「非市民的な振舞い」。</p> <p><方法>討論。学校外への訪問。学校での共同生活。</p>

<p>■ 生徒参加型の市民性教育の活動</p> <p>①学級生活の時間</p> <p><内容>学級生活の問題解決。規則の学習。学級評議会の準備。</p> <p><パートナー>学級担任。生徒指導専門員。</p> <p>②生徒代表の養成</p> <p><活動の場>学級生活の時間/生徒代表会議など学校内の会議/市町村や大学区の会議。</p> <p><パートナー>生徒指導専門員</p> <p>③CESC</p> <p><テーマ></p> <p>健康教育・・・喫煙。アルコール。薬物使用。</p> <p>市民性教育・・・暴力。社会的連帯。</p> <p><パートナー>学校内・学校間/教育行政/地域社会</p>	<p>活動の場</p> <p>学級</p> <p>↓</p> <p>学校</p> <p>↓</p> <p>地域社会</p>
--	---

【図1】市民性教育の構図

(出典) 筆者作成。

本稿では、フランスにおいて若者の社会統合が社会問題化するなか、学校教育における市民性教育の展開とその特徴についてみてきた。社会に出る手前の若者たちを「よき市民」として育成するうえで、大人たちが学校という場にとどまらず地域社会と連携しながら、学校から地域社会に広がりをもった活動形態を生徒たちに提供している構図が見えてきた。それはもはや学校だけ、あるいは地域だけでは、市民を育成するうえで限界があることの裏返しでもあるのだろう。とはいえ、市民育成が教育現場や地域社会の大人たちによって担われていることに改めて注目すべきではないだろうか。昨今、日本の教育界において、諸外国の市民性教育のあり方に注目が寄せられているが、フランスの事例から学ぶべき点はまさにこの市民社会の手による市民性育成という点にあるだろう。

最近、フランスにおいても保守系政治家たちによって若者の社会統合の困難さに対して「上から」統制しようという動きがみられる。そのひとつが市民教育のための国歌の学校教育義務化である。

その発端は、2001年10月6日にパリ市郊外の「スタッド・ド・フランス」で行なわれたアルジェリアとの初めてのサッカー公式親善試合での国歌斉唱の際に、フランス国歌の演奏中に観客の間から口笛が吹かれてスタジアムが騒然とする事態が起こり、共和国の象徴に対する侮辱への批判と社会統合の問題が浮き彫りとなったことにある。その後、保守系政治家たちによる国歌を巡る一連の規制が始まった。2003年3月18日には、2002年7月に採択された「国内治安のための指導および計画法」(LOPSI)を修正した「国内治安法」(LSI)が、ニコラ・サルコジ内務大臣によって提出され、採択された。これにより、国旗および国歌「ラ・マルセイユーズ」への公然たる侮辱行為に対して6ヶ月の禁固ならびに7500ユーロの罰金刑(1ユーロ150円換算で112.5万円)を課すことが定められた。そして2003年5月22日には与党「国民運動連合」(UMP)の国会議員ジェローム・リヴィエール(アルプス・マリタイム県選出)から小学校における国歌の義務教育化に関する法案が出された。²⁷

こうして、2005年3月に採択された通称「フィヨン法」と呼ばれる「教育基本法」(2005年4月23日法)には、その第26条で教育法典第L.321-3条を改正し、「国歌及びその歴史の学習を義務的に含む公民教育を与える」という一文が付け加えられた。これをうけて国民教育省は、2005年7月26日付け通達(第2005-124号)を出し、小学校(深化学習課程)の学習指導要領では「生徒は国民共同体への帰属を徐々に意識するようにする。教員はフランスや共和国の重要な象徴、すなわち国歌、国旗、記念建造物についての意味を生徒に説明する」ことをより充実させるよう指導している。こうして小学校の市民教育において国歌の指導が強化されることとなった。

しかしながらフランスの国歌の義務教育化は、国歌という「ナショナルな象徴」の意味を学ぶことを通じてフランスや共和国への知識や理解を深めることに「市民教育」の学習目的がある。日本のように国歌を強制的に歌わせる形式をとった愛国的態度表明の強制を目的としていない点に注目すべきである。

[注記]

本稿は、鈴木規子(2005)「健康と市民性の教育のための協議会(CESC)の活動」、平成13-15

年度科学研究費補助金基礎研究 (C) (1)研究成果報告書 (研究代表 新井浅浩)、pp.59-69、および鈴木規子 (2006)「フランスにおける市民性教育の現状と課題—政治・社会学的視点からの「市民性」概念の整理と現状分析—」『日仏教育学会年報』、pp.76-86、フランス教育学会 2006 年度研究大会シンポジウムでの報告「フランスの若者の統合」をもとに、まとめたものである。

¹ MEN, *Note d'information*, No. 25, 2004 octobre.

² 朝日新聞 2004 年 4 月 22 日。

³ *Larousse encyclopédique, Le Petit Robert*. 日本語の「国籍」「市民権」「公民権」に相当する。日本では国家が保障する公民的権利を有する者と国籍保有者が一致しているため「市民権」という語はなじみがないが、実態はより多義的である。

⁴ NIRA・シティズンシップ研究会『多文化社会の選択—「シティズンシップ」の視点から』(日本経済評論社、2001 年、pp.v・x) の分類に基づく。

⁵ INSEE, *Recensement de la population, 1962-1999*.

⁶ その後、「編入」の用語は「職業参入」(insertion professionnelle)、「参入契約」(contrat d'insertion)など限定的あるいは特殊な使われ方になっていく。Jacqueline Costa-Lascoux, « Immigration et intégration », *Les Cahiers de la décentralisation*, 1991, No.10, p.92.

⁷ 林瑞枝 (2001)「イスラム・スカーフ事件と非宗教性—問われる共和国的統合」三浦編『普遍性か差異か』藤原書店、pp.31-48。

⁸ Costa-Lascoux, 1991, p.94

⁹ Beaud, S., Pialoux, M., *Violences urbaines, violence sociale : Genèse des nouvelles classes dangereuses*, Fayard, 2003, pp.407-410.

¹⁰ Joël Roman, « L'éducation des jeunes à la citoyenneté », in *Jeunes citoyens. Quelle éducation pour quelle citoyenneté ?*, Paris :IEF, 1995, pp.49-53 [in *Jeunes et citoyenneté*, pp.62-65.] .

¹¹ Circulaire No.98-104 du 7 juillet 1998, BOEN No.29 du 16 juillet 1998.

¹² 石堂常世「市民性育成教育の論理と構造—フランスの「公民教育」再興を事例として—」『比較教育学研究』15 号、1989 年、pp.2-28。

¹³ 高橋洋行「フランスにおける市民性教育のカリキュラムについて—新たな教授法の基礎的枠組み」『日仏教育学会年報』第 9 号、2002 年、pp.171-181。

¹⁴ *Éducation à la citoyenneté : une redynamisation de l'éducation civique*, BO No.23, 6 juin 1996.

¹⁵ Circulaire No.98-104 du 7 juillet 1998, BOEN No.29 du 16 juillet 1998.

¹⁶ 藤井佐知子「高等教育における知の再構築と市民性育成：フランスの試み」『比較教育学研究』26 号、2000 年、pp.41-53。

¹⁷ Circulaire No.98-104 du 7 juillet 1998, BOEN No.29 du 16 juillet 1998.

¹⁸ Circulaire No.98-104 du 7 juillet 1998, BOEN No.29 du 16 juillet 1998.

¹⁹ Initiatives citoyennes à l'Ecole pour apprendre à vivre ensemble, BOEN No.36, 16 oct. 1997.

²⁰ Initiatives citoyennes et Journées sans violence, BOEN No.35, 7 octobre 1999. 高橋 (2002) p.178 も参照されたい。

²¹ 鈴木規子「フランスにおける市民性教育の現状と課題—政治・社会学的観点からの「市民性」概念の整理と現状分析—」『日仏教育学会年報』第 12 号、pp.76-86。

²² 各教科担任による学級全体の評価が報告される一方、生徒は学級担任より配布された用紙に各自、自己評価を記入する。記入の仕方がわからない場合に学級担任に質問しながら、生徒は各自、学期の勉強態度を反省する。

²³ 生徒指導専門員は教員以上に生徒との距離が近い存在で、生徒による暴力や遅刻・欠席など日常的問題や、喫煙やドラッグ、校外での問題など大きな問題に至る「非市民的な振舞い」と呼ばれる諸問題の対応を担う重要なアクターとなっている。詳しくはロベール・

アッシュ (鈴木規子訳) 「生徒指導専門員—中等教育における市民性教育の中心的アクター」、平成 13-15 年度科学研究費補助金基礎研究 (C) (1)研究成果報告書 (研究代表 新井浅浩)、pp.47-57 を参照されたい。

²⁴ リヨン市コレージュ・ロンシャンボン校の訪問調査 (2003 年 3 月 5 日)。

²⁵ バラン県大学区視学官兼バラン視学局長補佐へのインタビュー (2003 年 3 月 6 日)、セレスタ市シュヴィルゲ高等学校の生徒指導専門員へのインタビュー (2003 年 3 月 5 日)。

²⁶ Circulaire No.98-108 du 1^{er} juillet 1998, BOEN No.28 du 9 juillet 1998.

²⁷ BOEN hors-série n-1 du 14 février 2002, BOEN No.30 du 25 août 2005, circulaire N°2005-124 du 26-7-2005, Loi d'orientation et de programmation pour la sécurité intérieure (LOPSI) , Loi sécurité intérieur (LSI) , Loi no.2003-239 du 18 mars 2003, 文部科学省『諸外国の教育の動き 2005』 pp.104-5.